株式会社ＡＢ＆Ｃｏｍｐａｎｙ　定款

2019年１月28日　改定
2019年３月12日　改定
2019年11月１日　改定
2020年１月29日　改定
2021年８月18日　改定
2021年９月４日　改定

定　　款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社 AB&Company と称し、英文では AB & Company Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用

２．適法な事業を営む会社の株式・持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

３．前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関の設置）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告の方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、58,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）
第12条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて随時招集する。

（定時株主総会の基準日）
第13条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

（招集権者及び議長）
第14条　　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第15条　　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第16条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　前項の場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第17条　　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第18条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、11名以内とする。

（取締役の選任）
第20条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する
２　前項の選任については、累積投票の方法によらない。

（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。
２　補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第25条　取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会に関する事項）
第27条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定めるところによる。

（取締役に対する報酬等）
第28条　取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）
第29条　　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものは除く。）との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第30条　　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）
第31条　　当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）
第32条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第33条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第34条　　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この短縮を短縮することが出来る。
２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第35条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会に関する事項）
第36条　　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定めるところによる。

（監査役の報酬等）
第37条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）
第38条　　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に

基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）
第39条　　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）
第40条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第41条　　当会社の事業年度は、毎年11月１日から翌年10月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第42条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第43条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年４月30日とする。

（配当の除斥期間）
第44条　　配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。